

●香川県告示第287号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

平成19年5月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名
三豊市仁尾町仁尾甲185番地1 大平 保利
三豊市仁尾町仁尾丁269番地 小山 栄一郎
三豊市仁尾町仁尾丁1446番地3 有限会社藤田水産 代表取締役 藤田 勝太郎
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号仁尾町区域
機船船びき網漁業
- 2(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名
観音寺市瀬戸町1丁目8番6号 有限会社目勝水産 代表取締役 白川 文則
観音寺市瀬戸町1丁目14番1号 武内 定義
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号観音寺区域
機船船びき網漁業
- 3(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名
観音寺市伊吹町1745番地 田尻水産有限会社 代表取締役 真鍋 謙二
観音寺市伊吹町1752番地2 有限会社富士大水産 代表取締役 大川 富成
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号伊吹区域
機船船びき網漁業